～未来に向かってみんなでつなぐ　安心して暮らせる脱炭素のまち　富里～

とみさと家庭用ＬＥＤ照明器具買換クーポン取扱事業者募集要項

　エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民に対し、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を図るとともに、温暖化対策を図ることを目的に、とみさと家庭用ＬＥＤ照明器具買換クーポン（以下「クーポン」という。）を発行します。

　このクーポンの目的に賛同し、取扱可能な事業者を募集いたします。

①クーポン概要

（１）名称　とみさと家庭用ＬＥＤ照明器具買換クーポン

（２）発行　富里市

（３）対象者　令和７年１月１日時点で、市の住民基本台帳に記録されている者であって、申請時点で世帯主であるもの

（４）金額　１世帯当たり１枚　１万円

（５）申請期間　令和７年２月３日から令和７年９月３０日まで

（６）使用期限　令和７年１０月３１日

（７）換金期間　令和７年３月から令和７年１１月までの９か月間で、毎月市が指定する５日間

（８）取扱店舗　市内で、クーポン取扱事業者として市に登録された店舗

②使用上のルール

（１）クーポンに対してお釣りはでない

（２）使用期限を過ぎたクーポンは使用できない

（３）裏面にすでに取扱店舗名の記入等があるクーポンは使用できない

③取扱事業者の募集

（１）募集期限　令和７年９月２２日

　　※令和７年１月３１日までの申込については、令和７年２月３日の申請開始時点の

登録一覧に掲載します。それ以降については、随時、一覧に追加します。

（２）登録手続

　　「とみさと家庭用ＬＥＤ照明器具買換クーポン取扱事業者登録申込書」に必要事項を　記入のうえ、市役所経済環境部環境課に提出する。

④取扱店舗の遵守事項

　（１）市民により適正に使用されたクーポンの受取を拒まないこと

　（２）クーポンの使用上のルールを守ること

　（３）受け取ったクーポンは、裏面に取扱店舗名の記入またはゴム印で押印すること

　（４）他のクーポンとの交換や譲渡及び売買は禁止

⑤クーポン受取時の対応

　クーポンの使用があったときは、以下の手順で取り扱うものとする。

　（１）提示されたクーポンの確認

　　　ア　使用済み（裏面に取扱店舗の記入またはゴム印の押印がないこと）のクーポンでないかの確認

　　　イ　使用期限内（令和７年１０月３１日まで）である確認

（２）固定して使用するＬＥＤ照明器具であるかを確認

（３）クーポンの裏面に、取扱店舗名を記入またはゴム印で押印し使用済みの処理をする

（４）クーポンに購入等の内容がわかる書類を添付する

⑥換金手続

　取扱店舗は、「とみさと家庭用LED照明器具買換クーポン換金依頼書」に、使用されたクーポン原本に購入等の内容がわかる書類を添付して、換金手続をしてください。

　（１）換金期間　令和７年３月から令和７年１１月

　（２）換金日　換金期間中、毎月市が指定する５日間

　　換金指定日

３月（３日、４日、５日、６日、７日）　　４月（１日、２日、３日、４日、７日）

５月（１日、２日、７日、８日、９日）　　６月（２日、３日、４日、５日、６日）

７月（１日、２日、３日、４日、７日）　　８月（１日、４日、５日、６日、７日）

９月（１日、２日、３日、４日、５日）　　１０月（１日、２日、３日、６日、７日）

１１月（４日、５日、６日、７日、１０日）

　（３）換金場所　富里市役所　経済環境部環境課　窓口（市役所分庁舎２階）

　（４）換金時間　午前８時３０分から午後４時３０分まで

（５）換金手数料　無料

注意事項

＊**「換金依頼書」**に記入する事業者名は**「取扱事業者登録証」**に記載されている取扱事象者と必ず一致していること。

＊換金の金額は指定口座に入金します。

＊換金依頼から入金まで、事務手続上３週間～４週間程度かかります。

**【お問い合わせ先】**

富里市 経済環境部 環境課

　 　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　富里市七栄６５２番地１

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話 0476-93-4945　ＦＡＸ　0476-93-2101

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 メールアドレス　kankyou@city.tomisato.lg.jp